破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第２７３号

佐賀市大和町大字久池井988番地２　エスポワールＦ　201号、前住所福岡市博多区諸岡５丁目14番10―301号

債務者　山尾　信和

1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０２０号

名古屋市熱田区波寄町４番21号　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ｔｓｕｄａ　204号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字西條字南井口７番地シャンポールはる201号

債務者　山口　清徳

1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　智弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０２号

宮崎市清武町正手１丁目３番地　黒木静アパート101号

債務者　三原　直子（旧姓黒木）

1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４４６号

静岡県三島市壱町田41番地の７　県営壱町田やまがみ団地６―302、前住所静岡県裾野市佐野746番地の１　メイコウカサマガーデン202

債務者　山本　智子

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　和晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２９号

長野市皆神台103番地

債務者　小山　浩志

1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　泰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５３０１号

大阪市西成区天下茶屋３丁目16番６号

債務者　直川設計事務所こと　直川修一郎

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５号

茨城県ひたちなか市大字東石川3158番地21鴨志田第１マンション110号、前住所茨城県ひたちなか市長堀町３丁目８番11号

債務者　照沼　信男

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　　学
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４００号

岐阜市河渡４丁目118番地１（Ａ・Ｏ　Ｓｑｕａｒｅ　Ｂ―105)、前住所岐阜県大垣市稲葉西２丁目５番地

債務者　山崎　陽平

1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　良平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第４９３号

静岡県浜松市中区蜆塚１丁目６番26号　アルコ８　Ｂ４、前住所静岡県磐田市一言2962番地２

債務者　山田　和弘

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６４号

熊本県葦北郡芦北町大字計石494番地、前住所熊本県葦北郡芦北町大字計石1738番地２

債務者　福島　重男

1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　秀規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第２５６号

北海道旭川市末広４条３丁目１番９号　Ｍ・Ｔハイツ　201号室

債務者　吉村　武貢

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０１号

秋田県横手市柳田字柳田197番地

債務者　鈴木　　忠

1　決定年月日時　平成29年12月26日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　帥仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１３１号

福島県郡山市富久山町久保田字中台35　泉田第３コーポ102、住民票上の住所福島県郡山市堤２丁目157番地の８

債務者　長谷川淳美

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　隆亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号

福島県須賀川市西山寺町163番地、土地名称等変更前住所福島県須賀川市西川字後田112番地９

債務者　星　　由樹

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱津真紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２８８８号

東京都葛飾区青戸３丁目13番22―105号、前住所横浜市栄区鍛冶ケ谷２丁目54番Ｄ―413号

債務者　間邊寿賀子

1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　泰朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月22日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部